

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休みのときは翌日)

目次

- ◇規 則 災害救助法施行細則の一部を改正する規則
- ◇告 示 生活保護法による医療機関の指定計量器の定期検査の実施

地籍調査の成果の認証
 土地改良区の定款の変更の認可
 土地改良事業計画の変更の認可
 新たに行おうとする土地改良事業計画の適否の決定
 土地改良事業計画の適否の決定(三件)
 土地改良事業の認可(四件)
 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧
 みつばちの腐蛆病の発生

規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年九月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第五十五号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和三十五年三月鳥取県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第十五条の二を削る。

別表第一の一の1の(四)の(1)中「六、五〇〇円」を「七、五〇〇円」に改め、同表の一の2の(三)中「七五四、〇〇〇円」を「七八七、〇〇〇円」に改め、同表の二の1の(三)中「五〇〇円」を「五四〇円」に改め、同表の三

の3の(一)の表中

一〇、五〇〇円	一三、三〇〇円	一九、四〇〇円
一六、九〇〇円	二一、七〇〇円	三〇、二〇〇円

二九、二〇〇円	四、二〇〇円	一〇、八〇〇円
三三、一〇〇円	六、〇〇〇円	一七、五〇〇円

二〇、〇〇〇円	二二、八〇〇円	三〇、二〇〇円
二二、四〇〇円	三六、五〇〇円	四六、〇〇〇円

四、三〇〇円
六、二〇〇円

に改め、同表の三の3の(ロ)の表中

三、五〇〇円
五、五〇〇円

四、八〇〇円	七、二〇〇円	八、七〇〇円	一、一、二〇〇円
七、三〇〇円	一〇、五〇〇円	一、二、四〇〇円	一、五、六〇〇円

一、五〇〇円	三、六〇〇円	四、九〇〇円	七、四〇〇円
二、〇〇〇円	五、七〇〇円	七、六〇〇円	一〇、八〇〇円

九、〇〇〇円	一、一、五〇〇円	一、五〇〇円
二、八〇〇円	一、六、一〇〇円	二、一、〇〇円

に改め、同

表の四の1の(ロ)中「あん摩マッサージ指圧師又は」を「あん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゅう師又は」に改め、同表の六の3中「一六〇、六〇〇円」を「一六七、七〇〇円」に改め、同表の八の3の(ロ)中「二、六四〇円」を「二、七二〇円」に、「二、八五〇円」を「二、九四〇円」に改め、同表の九の3中「七四、〇〇〇円」を「八〇、〇〇〇円」に、「五九、二〇〇円」を「六四、〇〇〇円」に改め、同表の十一の4の(ロ)中「一九〇〇円」を「二、一〇〇円」に改め、同表の十二の3中「四六、四〇〇円」を「四九、六〇〇円」に改める。

別表第二の一の1中「九、〇四〇円」を「九、四〇〇円」に、「六、四

八〇円」を「六、七二〇円」に、「五、六〇〇円」を「五、八四〇円」に、「七、八〇〇円」を「八、七八〇円」に、「八、三六〇円」を「九、〇二〇円」に改め、同表の一の2中「一、一八五円」を「一、二三三元」に、「八五〇円」を「八八一円」に、「七三四円」を「七六六円」に、「一、〇二三円」を「一、一五一円」に、「一、〇九六円」を「一、一八三元」に改め、同表の一の3中「及び特別車両料金」を削り、「一五円」を「二三円」に、「一、三〇〇円」を「一、六〇〇円」に、「五、九〇〇円」を「七、四〇〇円」に改める。

別表第三を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和五十四年四月一日から適用する。

告 示

鳥取県告示第七百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十四年九月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
伊達医院桜谷分院	鳥取市桜谷三六七	昭和五十四年八月二十三日

鳥取県告示第七百五十一号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定に基づき、鳥取市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和五十四年九月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 計量法第四百十二条各号に掲げる計量器

実 施 期 間

昭和五十四年十月五日から

昭和五十五年三月三十一日まで

当該計量器の所在の場所

実 施 場 所

二 計量法第四百十二条各号に掲げる計量器以外の計量器
 実施期日 実施時間 実施区域 実施場所

昭和五十四年十月五日

午前十時から正午まで

鳥取市

鳥取市賀露公民館

午後一時から午後三時まで

鳥取市

鳥取市湖山公民館

十月八日 午前九時三十分から午後三時三十分まで

日進小学校

十月九日

午前十時から午後二時まで

鳥取市農業協同組合 中ノ郷支所

十月十一日

午後二時から午後三時三十分まで

日進小学校

十月十二日

午前九時三十分から午後三時三十分まで

日進小学校

十月十五日

午前十時から正午まで

日進小学校

十月十六日

午前十時から正午まで

日進小学校

十月十九日

午前十時から正午まで

日進小学校

鳥取県告示第七百五十二号

八頭郡佐治村大字大井地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき、国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

昭和五十四年九月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 調査を行った者の名称

佐治村

二 調査を行った時期

昭和五十二年及昭和五十三年

三 成果の名称

佐治村(大字大井)の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

八頭郡佐治村大字大井

五 認証年月日

昭和五十四年九月四日

鳥取県告示第七百五十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、大原土地改良区の定款の変更を昭和五十四年八月三十日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年九月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百五十四号

花見東郷土地改良区から申請のあつた土地改良(花見東郷地区土地改良施設維持管理)事業計画の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十四年八月三十日認可したので、同条第九項の規定により告示する。

昭和五十四年九月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百五十五号

昭和五十四年七月十七日付けで大原土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良(大原地区農業用排水と客土を一体とした)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年九月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年九月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所及び倉吉市大原六〇七合併番地 大原土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百五十六号

昭和五十四年七月六日付けで会見町から申請のあつた土地改良(会見

(荻名) 地区は場整備) 事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年九月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年九月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

会見町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百五十七号

昭和五十四年七月六日付けで会見町から申請のあった土地改良(会見(地尾谷)地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示す

る。

昭和五十四年九月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年九月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

会見町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百五十八号

昭和五十四年七月六日付けで会見町から申請のあった土地改良(会見(蔵本前)地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年九月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年九月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

会見町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百五十九号

中山町から申請のあつた町営土地改良(長野地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年八月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年九月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百六十号

中山町から申請のあつた町営土地改良(潮音寺地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年八月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年九月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百六十一号

日南町から申請のあつた町営土地改良(花口地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年八月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年九月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百六十二号

大栄町から申請のあつた町営土地改良(東峯地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年八月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年九月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百六十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画駐車場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十四年九月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百六十四号

みつばちの腐蛆病が発生したので、みつばちについての腐蛆病予防に関する規則(昭和三十一年四月鳥取県規則第二十七号)第五条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年九月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

発生日 昭和五十四年 発生場所 岩美郡福部村細川三五七 発生群数 十一群 摘要 焼却処分とする。

昭和五十四年 八月三十一日